

令和元年度補正、令和2年度第三次補正（特別枠含む）

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

よくある質問

<製品・IT ツール登録について>

質問 1：IT ツールの登録要件を教えてください。

質問 2：IT ツールの審査は、どのように行われるのですか。

質問 3：IT ツールは申請からどれくらいの期間で登録されますか。

質問 4：IT ツールの登録スケジュールを教えてください。

質問 5：他の IT 導入支援事業者が IT ツールとして登録済の製品を当社も登録申請できますか。

質問 6：IT ツールの登録情報で公開される範囲を教えてください。

質問 7：IT ツールの申請後、事務局より確認・修正の依頼がきています。どのように対応すればよいですか。

質問 8：IT ツールの申請を行いました、入力を間違っていました。修正できますか。

質問 9：セキュリティソフトと一緒に導入します。保守費用も申請できますか。

質問 10：ハードウェアとソフトウェア一体型の商品を登録できますか。

質問 11：ハードウェアを登録できますか。

質問 12：ハードウェアはレンタル契約のみで購入やリースは契約対象とならないのですか

質問 13：ハードウェアと一緒に Wi-Fi ルーター等は登録できますか。

質問 14：ホームページ制作や EC サイト制作は対象になりますか。

- 質問 15 : 特別枠 (C・D 類型) に交付申請前の遡及申請可能期間 (2021 年 1 月 8 日以降に契約した IT ツールで交付申請するにはどのように登録すればよいですか。
- 質問 16 : IT ツール登録は通常枠 (A・B 類型)、特別枠 (C・D 類型) 共通での登録になりますか。
- 質問 17 : 連携型ソフトウェアとはなんですか。
- 質問 18 : 1 つ目の IT ツールの申請を行いました。2 つ目以降の IT ツールを申請したいのですがどの画面から申請できますか。
- 質問 19 : バージョンアップは対象外ですか。
- 質問 20 : EC サイトの価格の設定方法がわかりません。
- 質問 21 : 添付資料について。価格のわかる資料とはどのようなものですか。
- 質問 22 : 連携型ソフトウェアの「データ連携資料」とはどのようなものですか。
- 質問 23 : 業務形態の非対面化の実現とはどのような IT ツールですか。
- 質問 24 : 給与計算ソフトですが、ワークフロー機能もあります。汎 P-07 も選択可能ですか。
- 質問 25 : 「クラウド化」に資する IT ツールとして登録するためには、当該 IT ツールのすべての機能がクラウド化している必要がありますか。

質問 1：IT ツールの登録要件を教えてください。

回答 1：単体ソフトウェアと連携型ソフトウェアとで異なりますが主に以下となります。

- ・事務局に採択された IT 導入支援事業者が取り扱う製品であること
- ・補助事業者の業務の生産性向上に寄与する IT ツールであること
- ・事務局が定める補助対象の IT ツールであること

※詳細は IT ツール登録要領をご参照ください。

質問 2：IT ツールの審査は、どのように行われるのですか。

回答 2：外部有識者と外部審査委員会により審査が行われます。また、不明な点があった場合には、事務局より追加の資料等を求める場合があります。

質問 3：IT ツールは申請からどれくらいの期間で登録されますか。

回答 3：審査には受付日から最短で 2 営業日程度、最長で 10 営業日程度かかります。ご提出いただく資料の情報で、抽象的な表現が多いと審査の長期化を招きます。審査が終わり次第、順次 IT 事業者ポータル上でお知らせします。

質問 4：IT ツールの登録スケジュールを教えてください。

回答 4：IT ツールの登録申請は下記の日程にて予定しております。

2021年3月25日（木）受付開始～ 終了時期は本事業のホームページにて公開します。

質問 5：他の IT 導入支援事業者が IT ツールとして登録済の製品を当社も登録申請できますか。

回答 5：取扱中（販売中）の製品であれば IT ツールとして登録申請できます。

質問 6：IT ツールの登録情報で公開される範囲を教えてください。

回答 6：以下の情報がホームページに公開されます。

- ・IT ツール名
- ・IT ツール概要
- ・公開用 URL
- ・ソフトウェアの標準販売価格
- ・ライセンス価格
- ・業種
- ・プロセス

※IT ツール登録時の項目もご確認ください。

質問 7：IT ツールの申請後、事務局より確認・修正の依頼がきています。どのように対応

すればよいですか。

回答 7 : 不備内容や追加質問事項などは IT 事業者ポータル通信欄でご連絡いたします。内容をご確認いただき、修正または資料等を追加した上で IT 事業者ポータルより行っていただきます。

質問 8 : IT ツールの申請を行いました、入力を間違っていました。修正できますか。

回答 8 : IT ツールの修正は審査が終わるまではできかねます。審査後に不備で差し戻し（ステータス：要訂正）されましたら修正が可能です。また、登録済になりましたら情報変更申請が可能となります。

質問 9 : セキュリティソフトと一緒に導入します。保守費用も申請できますか。

回答 9 : 申請できます。セキュリティソフトに対する導入設定費用や保守費用も機能拡張に登録が可能です。納品された日から最大 1 年間分の保守費用が対象となります。

質問 10 : ハードウェアとソフトウェア一体の商品を登録できますか。

回答 10 : ハードウェアと一体で提供している場合はソフトウェアのみご申請ください。ハードウェアとソフトウェアを切り分けできない場合は補助対象外です。また、組み込み系ソフトウェアは対象外です。

質問 11 : ハードウェアを登録できますか。

回答 11 : ハードウェアはレンタルに限り、特別枠（C・D 類型）のみ対象となります。ハードウェアレンタルは本事業において定義するソフトウェアが動作することを前提として登録が可能です。パソコンはデスクトップ型、ラップトップ型、タブレット型等はありません。また接続する WEB カメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター、ディスプレイ、プリンタ、キャッシュレス決済端末及び付属品も対象となります。
なお、ハードウェアレンタルのみでの交付申請はできかねます。
※詳細は IT ツール登録要領をご参照ください。

質問 12 : ハードウェアはレンタル契約のみで購入やリースは契約対象とならないのですか

回答 12 : ハードウェアは特別枠（C・D 類型）においてレンタル契約のみが役務として対象となります。購入やリース契約、保守サービスの一部としてハードウェア提供を行う等（例：代替機提供など）は対象となりません。レンタル料金はレンタル開始日から最大 1 年分までを上限として補助対象となります。
期間利用後に、無償譲渡することを前提とした契約のものは対象とはなりません。
※詳細は IT ツール登録要領をご参照ください。

質問 13 : ハードウェアと一緒に Wi-Fi ルーター等は登録できますか。

回答 13 : ハードウェアと接続する Wi-Fi ルーターも対象となりますが通信料は対象外となります。
※詳細は IT ツール登録要領をご参照ください。

質問 14 : ホームページ制作や EC サイト制作は対象になりますか。

回答 14 : ホームページ制作は登録できかねます。EC サイトはスクラッチ開発のため、A・B 類型においては補助対象外となるが、対人接触の機会を低減するような業務の非対面化への取り組みを支援する目的で C・D 類型においては補助対象となります。e コマース機能を新たに実装する新規契約に基づく新規作成のみが対象となり、既存の EC サイトのリニューアルは補助対象とはなりません。
※詳細は IT ツール登録要領をご参照ください。

質問 15 : 特別枠 (C・D 類型) に交付申請前の遡及申請可能期間 (2021 年 1 月 8 日以降に契約した IT ツールで交付申請するにはどのように登録すればよいですか。

回答 15 : 交付申請前の遡及申請可能期間に契約した IT ツールを、交付申請前に事務局へ登録する必要があるとございます。登録方法は通常と変更はございません。また、遡及期間にすでに導入済みの IT ツールであっても優先的に登録されるものではございません。

質問 16 : IT ツール登録は通常枠 (A・B 類型)、特別枠 (C・D 類型) 共通での登録になりますか。

回答 16 : IT ツール登録は通常枠 (A・B 類型)、特別枠 (C・D 類型) 共通での登録になります。

質問 17 : 連携型ソフトウェアとはなんですか。

回答 17 : 複数のプロセスに対応し、それらの間で連携することで、部門を超えた全社最適なデータの活用、及び業務形態の非対面化を可能にする IT ツールとなります。

質問 18 : 1 つ目の IT ツールの申請を行いました。2 つ目以降の IT ツールを申請したいのですがどの画面から申請ができますか。

回答 18 : 1 つ目の IT ツールを申請した段階は、まだ IT 導入支援事業者の審査中です。IT 導入支援事業者審査、代表的な IT ツールとして申請される 1 つ目の IT ツール審査の両面から総合的な審査が行われます。IT 導入支援事業者として採択をされた後、2 つ目以降の IT ツールの申請が可能になります。また、1 つ目に申請する代表的な IT ツールは大分類 I ソフトウェアのカテゴリ 1 単体ソフトウェアに該当するものでなくてはなりません。

質問 19 : バージョンアップは対象外ですか。

回答 19 : 不具合の修正や、基本機能はそのままで細かい修正のみが行われるリビジョンアップは対象外です。

大幅なバージョンアップ（いわゆるソフトの入れ替えに相当するもの）に限り、新たな機能の導入あるいは業務形態の非対面化等と捉え対象となります。

質問 20 : EC サイトの価格の設定方法がわかりません。

回答 20 : デザインやコーディング、CMS の利用料等、EC サイトの構築にかかる費用をすべて合算しソフトウェアの標準販売価格/最小販売価格にご入力ください。

包有されるライセンス数は「1」とご入力ください。

質問 21 : 添付資料について。価格のわかる資料とはどのようなものですか。

回答 21 : ソフトウェアの標準販売価格（定価）がわかる価格表等をご提出ください。見積書等は不可です。

質問 22 : 連携型ソフトウェアの「データ連携資料」とはどのようなものですか。

回答 22 : 2 つ以上のプロセス間のデータの共有や連携の仕組みがわかる資料をご提出ください。一般に公開されている資料ではなく、Word 等で作成いただいたものでも構いません。（添付する際は PDF 化してください）

質問 23 : 業務形態の非対面化の実現とはどのような IT ツールですか。

回答 23 : 対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化を実現するものを指します。社外、社内（テレワーク）は問いません。「オンプレミスのソフトウェアをノート PC にインストールする」等の理由では、ソフトウェアの機能によってではなく、ノート PC を利用することにより実現するため、非対面化 IT ツールとしては認められません。申請する IT ツール自体に非対面化を可能にする仕組みが実装されているものが対象となります。

質問 24 : 給与計算ソフトですが、ワークフロー機能もあります。汎 P-07 も選択可能ですか。

回答 24 : 選択不可です。汎 P-05 の付随機能のため該当しません。汎 P-07 は独立した専門のソフトウェアが該当します。

質問 25 : 「クラウド化」に資する IT ツールとして登録するためには、当該 IT ツールのすべての機能がクラウド化している必要がありますか。

回答 25 : クラウド化の範囲について全部や一部等の指定はしておりませんので、資料等を添付の上で登録申請を行っていただき、審査の判断をお待ちください。